

令和2年5月22日

保護者の皆様へ

堺市子育て支援部

幼保推進課長

幼保運営課長

緊急事態宣言の解除に伴う認定こども園・保育所等における対応について

堺市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向け、4月8日（水）から登園自粛の協力をお願いし、4月15日（水）から5月20日（水）までを臨時休園、21日（木）以降は、再び登園自粛の協力をお願いしてきたところです。保護者の皆様には長期間にわたり家庭保育にご協力いただき、感謝いたします。

今般、4月7日から大阪府を対象区域として発令されていた国の緊急事態宣言が解除されました。これに伴い、市内の認定こども園や保育所等については、適切な感染防止策を講じたうえで、5月28日（木）以降、通常どおり保育を実施することとします。

なお、保育の受入れにあたっては、感染リスクをできるだけ抑える必要があることから、お子さまの健康状態を把握していただくとともに、下記のとおりご対応いただきますようお願いします。

保育料の取り扱いなどについては、別紙1をご参照下さい。

記

1 通常保育の開始日

令和2年5月28日（木）

※施設から家庭保育の協力依頼がありご協力いただく場合は、当該日数に応じて保育料（0～2歳児クラス）の減額をします。

2 ご家庭へのお願い

○日常生活においても、手洗いや咳エチケット、こまめな換気等の基本的な感染予防対策を行ってください。

○ご家庭での健康状態の確認（検温等）の徹底をお願いします。また、登園前に体温を計測し、発熱や風邪症状がみられるときは、登園を控えてください。

○登園後、37.5度以上の発熱や呼吸器症状があるなど体調がすぐれない場合は、保護者の方に連絡させていただきますのでご対応をお願いします。

○過去に発熱等が認められた場合は、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善するまでは登園を控えてください。

【担当】

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

堺市子ども青少年局子育て支援部

幼保推進課 TEL 072(228)7173 / FAX 072(222)6997

幼保運営課 TEL 072(228)7231 / FAX 072(222)6997

○ 保育料について（0～2歳児クラス）

施設からの依頼により、家庭保育（登園自粛）へご協力いただいた日数に応じて、日割り計算にて減額しますので、一旦全額納付してください。

なお、保育料の減額は、令和2年6月30日（火）までを対象とします。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況により、7月1日（水）以降も減額する必要がある場合は、改めて、お知らせします。

（6月分の減額後の保育料については、7月頃に通知し、還付等の手続きを案内する予定です。）

○ 令和2年4～6月からの利用調整で利用が決まった、育児休業中のご家庭について

原則、利用開始月中に復職する必要がありますが、新型コロナウイルス感染症に起因し、一時的に育児休業を延長した場合は、特例的に復職が7月中〔令和2年7月31日（金）まで〕となっても、利用決定の取り消しとはなりません。ただし、7月1日（水）以降の保育料は発生します。（0～2歳児クラス）。

なお、該当する場合は、復職後1ヵ月以内に復職証明書を各区子育て支援課にご提出ください。